

イラスト/土田義晴

(目次)

〈特集〉

少年法「改正」を考える………

「最悪の形態の児童労働」 に取り組む…………

「日本報告審査」を傍聴して…

もの"いま"と条約をつなぐ…

子どもの権利条約フォーラム '98 in 福岡······

少年法 「改正」

わたしたち」の問題として受け止めよう 論議の背景と課題:

を考える

少年法改正について法務大臣の諮問を受けた法

制審議会少年法部会は、七月二十八日に初会合を

開き、 した。 委員を公表するとともに議事の公開を決定 ①検察官の審判への関与と抗告権の

始まることになる。 続きの整備とされ、 ②観護期間延長の是非等をめぐって審議が 法技術論的な改正と受け止め 少年審判における事実認定手

られがちだが、 化論を背景にしており、少年の成長と発達の保障 非行少年に対する厳罰化論 必罰

ಠ್ಠ を目的とした少年法の根幹に関わる課題でもあ 新任の法務大臣も就任早々刑罰適用の引き下

> の背景 今回の改正

自らと非行を語り振り返るプロセスを 与させず、検察官を排除することで非 もと少年法は、少年が主体的に非行を の家庭裁判所の基本的姿勢の変化の延 権力的な家裁の環境をつくり、少年が してきた。捜査機関を家裁送致後は関 障する福祉的ケースワーク機能を重視 克服しうるよう支援し、その成長を保 長上に位置づけることができる。 今回の改正論は、一九八〇年代から

認識が不十分な中で、非行の「行為の えている問題や尊厳を脅かす状況への しかし、八〇年代に入り、 少年の 抱

てきたといっていい。

を回避し結果的に社会の安全に寄与し とることによって、少年の非行の定着 重視してきたのである。手厚い対応を

た中で、 るに関わらず、執拗な補充捜査によっ 勢は、高裁が無罪とすべきだとしてい 進行した。制裁と処罰を優先させる姿 認とそれによる少年の言い分つぶしが ①調査の効率化と調査官管理の強化 い」姿勢が強くなった。それによって、 る。家裁の司法的機能が強調され、 法の運用に強く現れてくることにな 的ニーズの考慮より責任の追及が少年 結果」が重視されはじめ、少年の個別 布事件、最高裁で公訴棄却)。こうし て起訴する事態にまで至っている(調 「非行のある子どもはひとりも逃さな (裁判官の補助者へ)、②補充捜査の容 最高裁は九三年の山形マット

少年法の理念に大きく関わるものであう場合に検察官の関与を容認し身柄拘す場合に検察官の関与を容認し身柄拘すさた捜査側の視点による少年の主張てきた捜査側の視点による少年の主張できた捜査側の視点による少年の主張な事件」に対象を広げるべきとしつつ、それに同調した。こるべきとしつつ、それに同調した。こるべきとしつつ、それに同調した。これは、これを対象を提起した。と対象を対象を表してある。

もとどう向き合うのか、一人ひとりがのかの分水嶺になると思われる。子どどのような態度で臨んでいこうとする子どもとその非行に対して、基本的に今回の改正論は、今後、日本社会が

る」と言われる子どもたちを前にして ばいいのか、何が問題なのか、「キレ 共感を持ちつつも、法で何を規制すれ 提示されているといえるだうか。悲惨 されているのか、あらためて冷静に われる。何もしないより何か(法改正) 社会は何をなすべきなのか、多くの れない一人の市民として、被害者への な事件をまえにして被害感情を抑えき って考えるべき課題が十分整理されて し、現在の論議は、われわれ市民にと め市民にとって必要な情報が十分提供 から考えてみたとき、改正理由をはじ した方がいいのではないか、と漠然と 人々は戸惑いを隠しきれずにいると思 「問い」を発することが必要だと思わ した思いもあるだろう。そうした観点

佐々木光明(三重短大)

であり、歓迎すべきことである。しか明らかにしていくうえで、重要なこと

学教師刺殺事件、拳銃奪取事件等の少も思える。神戸の須磨事件や栃木の中議論は一見広がりを見せているように

さまざまな人々や組織が関わり、その律家だけでなく、マスコミ、政治家等

改正問題については、司法機関、法

年事件とその報道を背景にしたものと

論に参加する事は、その問題の焦点をいっていい。もちろん多様な人々が議

厳格な証拠法則適用の途を少年法を改正し、否認事件に

瀬戸則夫(弁護士・大阪)

法務省・最高裁に対抗して

は、捜査の取調過程をテープ録音などは、捜査の取調過程をテープ録音など日弁連や私の所属する大阪弁護士会でに出来る現状の審判構造を維持しながに出来る現状の審判構造を維持しながに出来る現状の審判構造を維持しながに出来る現状の審判構造を維持しながに出来る現状の審判構造を維持しながに出来る現状の審判構造を維持しながましたが、最高裁・法務省は「家裁の制審議会に少年法改正に関して諮問し制審議会に少年法改正に関して諮問し法務大臣は、九八年七月九日付で法法務大臣は、九八年七月九日付で法

十分な情報をもと

に

意見の理解の一助としていただきたい。意見の理解の一助としていただきたい。論状況を紹介して、日弁連の二分論的表」や「伝聞証拠排除法則」を導入して、まとめました。大阪弁護士会の議手続導入の意見書を会内の論議を得て、まとめました。大阪弁護士会の議で、まとめました。大阪弁護士会の議手続導入の意見書を会内の論議を得て、まとめました。大阪弁護士会の議手続導入の意見の理解の一助としていただきたい。意見の理解の一助としていただきたい。意見の理解の一助としていただきたい。意見の理解の一助としていただきたい。意見の理解の一助としていただきたい。

二文論を提案した背景

に至りましたが、他方で六、七年前か重大否認事件での大きな成果を重ねる大きな柱としての付添人拡充運動は、動を繰り広げて来ました。反対運動の検察官立会反対を含め「改正」反対運少年法の保護の理念を守る観点から、シースをは、一十数少年法改正問題については、二十数少年法改正問題については、二十数

出動からの付添人活動を体験し、その大阪でも多くの若手弁護士が当番の

判運営を付添人として経験しました。 りますし、私自身も九六年に強姦未遂 刑事事件よりも、きちんとした裁判が 中で否認事件に苦闘するケースも重ね 護士の何人もから「予断と偏見の強い 少なからず存在します。大阪の若手弁 な審理を疑わせる運営を行う裁判官が 中には、少年の心理に配慮せず、公正 しかし他方で、家裁少年部の審判官の の否認事件で同様の立派な審判官の審 行われる可能性が高いとの声が広くあ は事実です。形骸化の指摘されている 実した審判が行われることが多いこと の中で、少年の心理にも配慮しつつ充 熱心な裁判官が担当すると、職権運用 てきています。否認事件の少年審判は

強く主張されて来ました。審化された少年審判手続を求める声もても戦えない」との二分論によって対少年審判官に当たると、否認事件はと

で 大法廷決定の事件です。否認の審判で、 小法廷決定の事件です。否認の審判で、 小法廷決定の事件です。否認の審判で、 の供述と大きく異なる証言をしました。 審判官はその証人の取調状況の補た。 審判官はその証人の取調状況の補た。 審判官はその証人の取調状況の補た。 で捜査側がその報告書が追加送付さ で、捜査側がその報告書が追加送付さ で、捜査側がその報告書が追加送付さ で、捜査側がその報告書が追加送付さ で、捜査側がその報告書が追加送付さ で、捜査側がその報告書が追加送付さ で、捜査側がその報告書が追加送付さ で、捜査側がその報告書が追加送付さ の報告書も有力証拠にして「有罪認定 をした事例でした(最高裁も不相当と の判断だけは示しました)。

権利保障につながる説得力ある対案を

見で証拠を排斥できる効果を持つかど 手続を導入するモデルでは付添人の意 官の立会のない職権構造を維持し適正 究なども行いました。シュミレーショ ション研究や最近の否認事件ケース研 維持適正手続導入説などのシュミレー では、逆送活用論、二分論、職権構造 同で少年法改正対策のための研究や討 事弁護委員会・刑事法制委員会との合 八年七月)への対応のために、九六年 との意見交換会(九六年一一月から九 認定に関する日弁連と最高裁・法務省 ンを積み重ねた昨年三月頃には、検察 論を続けてきました。その合同研究会 四月以降少年問題対策特別委員会・刑 大阪弁護士会では、少年審判の事実

道が続き、少年法改正問題が、事実認 強盗などの異常とも思える少年犯罪報 こり、それ以来、ナイフ事件や中学生 づいてきました。そんな中で、昨年五 中堅弁護士との距離が紙一重ほどに近 維持適正手続導入説を支持する少年法 法に親しみ検察官立会反対の職権構造 件をやる一般弁護士と、従前から少年 こで二分論支持の若手弁護士や刑事事 象が強まることも感じられました。こ た手続になり、片面的当事者主義の印 と、検察官がいないだけで限りなく」 規則で審判官を拘束するようにする うかが大きな問題となり、それを法や 月に世間を震撼とさせた神戸事件がお 分論に近づき、しかもよりゴタゴタし

少年法「改正」に問題あり」 村山裕

官関与を認める方向で一致したからと官関与を認める方向で一致したからとす、少年の負担を耐え難いものにし、ず、少年の負担を耐え難いものにし、ず、少年の負担を耐え難いものにし、ず、少年の負担を耐え難いものにし、ず、少年の負担を耐え難いものにし、が、少年の負担を耐え難いものにし、が、少年の負担を耐え難いものにし、が、少年では、単に少年を対している。

ない。
すことが出来るような単純な問題ではいって、わずか一ケ月ほどで結論を出

回したらまた調べる」といわれていた の少年の恐怖心は大きく、「自白を撤 を無視するものである。捜査関与者へ きたし、現在も理念として変わるとこ 年法の理念と相容れないと考えられて せることは、保護・教育主義の現行少 検察官の審判への関与は、少年の萎縮 ために付添人にすら無実を話せなかっ な捜査によって自白させられてる実態 る実態に即して見ても、少年手続への ろはない。その上、少年事件が紛糾す た例が報告されている。捜査関与者 検察官関与は、少年が捜査段階で無理 から訴追的役割を担う検察官を関与さ 題性。従来、少年審判に、公益的観点 【検察官関与導入論の諸相とその問

回する機会を奪い、真実発見から遠ざを招き、少年が真実を述べて自白を撤

検察官立会いにより少年を攻撃追及す という。しかし、現行の全記録送致主 えられない。 ることで事実を明らかにし、攻撃追求 景にある「嘘の否認」を絶対に許さず、 ることはいうまでもない。またこの背 保しようとする手続が、少年にとって ら、なお検察官を審判協力者として確 義・職権主義審問構造を維持しなが 認定での裁判官の職責を全うできない は、多角的視点から検察官的役割も求 争われると検察官不在の審判手続きで する教育的観点から適切なこととは考 耐え難い実質的不公正を招くものであ められる中で一人二役は困難で、事実 は、付添人がついて非行事実を厳しく かりえん罪を生む危険がある。 に耐えなければ少年に処分を加えると いう発想自体、成長発達期の少年に対 誤解を恐れずに要約すると、最高裁

法務省は、少年事件は、成人の様に送致しなければならず、共犯事件がに送致しなければならず、共犯事件がに送致しなければならず、共犯事件がを完全・完璧な捜査をすることは困件に完全・完璧などもあり、すべての少年事件に完全・完璧などもあり、すべての少年事件に完全・完璧などもあり、すべての少年事件に完全・完璧などもあり、すべての少年事件に完全・完璧などもあり、すべての少年事件に完全・完璧などもあり、すべての少年事件に完全・完璧な関心の信頼性を確保する必要がある。また、実認定を確保する必要がある。また、実認定を確保する必要がある。また、大人の様にと対して、「少年に安易な言い逃れを許さないように、大人の様にと対している。

従来の少年法の理念の根本的な「改悪れていると考えざるを得ない。これは遇決定過程への関与もその先で構想さで、被害者・国民感情を代弁しての処的・厳罰的な少年審判を発想するもの想する発想はあくまでも糾問的・追求「重大事件」について検察官関与を構

提言されているが、この点の追求が不 現行審問構造での適正手続化も併せて 論争を少年手続に取り込み、刑事手続 決するわけではなく、大人同士の代理 とりわけ年少少年にとっては、弁護士 る危険もある。検察官関与を伴わない 「自信がないのだろう」と不利益を被 検察官関与を選択しなかった少年が、 化を招くことになるからである。また、 付添人がついたからといって問題が解 しく防御能力が備わっていない少年、 ては、重大な懸念がある。表現力にラ のような形で刑事手続化する事につい によるとはいえ、少年手続の一部をこ 向に転換された。しかし、少年の選択 って検察官が関与することは認める方 排除と反対尋問権を保障し、これに伴 により、成人の刑事手続と同様の予断 耐え難い場合があるので、少年の選択 造では、裁判官の予断が少年にとって 判官が先に見てしまう職権主義審問構 変換を目指すものである。 日弁連は、最近、現行の全記録を裁

延々と審理され少年事件の早期決着は告権を行使するということになれば、官関与問題と連動するが、検察官が抗官関与問題と連動するが、検察官が抗

である。 返された調布事件の例を教訓とすべき される事態も予想される。手続が繰り るばかりでなく、争うこと事態が躊躇 遠のき、少年にとって大きな負担とな

を表する。 一次では、 でも、被害者の傍聴問題についても、被害者の必要でも、被害者の傍聴問題についても、被害者感情を満たす応と少年手続を、被害者感情を満たす応と少年手続を、被害者の傍聴問題についても、被害者の終済問題についても、被害者の後時間題についても、被害者の後時間題についても、被害者に、総合対策の中で考えるべきものである。

「少年法改正論において念頭に置かれるべきこと」少年にふさわしい、子れるべきこと」少年にふさわしい、子だもの権利条約や国際準則に照らし子どもの権利条約や国際準則に照らし子どもの成長発達保障の裏付けを伴ったどもの適正手続保障と同様のものでは不十分なことがあり得ることをのでは不十分なことがあり得ることをのでは不十分なことがあり得ることをのでは不十分なことがあり得ることをは話びつかない。

は、少年法の理念の転換にも結びつく現在議論されている少年法改正問題

出速に走らず時間をかけて慎重な議論 問題との絡みや手続「公開」の問題な とも含め、法曹三者だけでなく、従来 少年手続きや子どもの権利問題に関与 してきた関係者や、学者実務家を含め、 少年法制をどう位置づけるのかに遡っ て、広く国民の間で時間をかけて議論 する必要のある問題である。法制審は する必要のある問題である。 とてきた関係者や、学者実務家を含め、 の本法制をどう位置づけるのかに遡っ で、広く国民の間で時間をかけて議論 で、広く国民の間で時間をかけて議論 で、広く国民の間で時間をかけて で、広く国民の間で時間をかけて で、広く国民の間で時間をかけて で、は来 で、は来 が、が、一、は来 が、かった。 というであり、前述の被害者救済

文献案内

をすべきである。

法律時報九八年八月号。一月号。「少年犯罪の現況と少年法改正」年法を論ずる」法学セミナー一九九八年の正統に関わる雑誌特集に「いま、少

少年法の運用実態とこれまでの少年法のでの少年法の運用実態とこれまでの少年法の運用実態とこれまでの少年法の運用実態とこれまでの少年法の運用を設定している。

形態の児童労働」に取り

ーLOが新条約の策定へ(

の関心が世界的に高まっている。 さらされている」(ユニセフ)問題へ 子どもが有害で搾取的な労働の危険に 行なわれるなど、「約二億五千万人の 働に反対するグローバル・マーチ」が から六月にかけては世界中で「児童労 年版が児童労働特集を組み、 ユニセフ「世界子供白書」一九九七 今年一月

か変わってこなかった。 を余儀なくされたりする状況はなかな にも関わらず、子どもたちが奴隷に近 る規定が置かれている。しかし、それ 存在した。子どもの権利条約でも、第 〇=国際労働機関=第一三八号条約、 業の最低年齢に関する条約」(IL い状態で働かされたり売買春への関与 三十二条に子どもの経済的搾取に関す 一九七九年)が主要な国際文書として 児童労働に関しては、これまで「就

め の起草を進めている。今年六月のIL 第一三八号条約を補完する新たな条約 の討議用資料(文末参照)をまとめ を送付するなどしてこの問題について 〇総会で第一次草案が作成されたた そこで、ILOは各国のアンケート 早ければ九九年六月の総会で採択

される見込みである。

どが求められる。 ど)、 b売買春やポルノにおける子ど なる。主に、a奴隷的形態の児童労働 的に向けた行動計画の策定、監視機関 想定されている。加盟国には、この日 の禁止と即時撤廃に的を絞ったものと の設置、違反者に対する制裁の執行な 合法活動における子どもの利用などが (人身売買・強制労働・債務労働な この条約は「最悪の形態の児童労働

しであることは、意義が大きい。さら を供給することなどが規定される見通 もの回復や社会的再統合のための援助 就くことを防止するために無料の基礎 的である。 れる見込みであることは、問題のグロ 教育のアクセスを保障すること、子ど ーバルな解決を可能にする意味で画期 とくに、子どもがこのような労働に 国際協力・援助についても規定さ

絶に向けて国際協力を質量ともに充実 るとともに、このような児童労働の廃 に協力し、成立後の早期批准を予定す 日本政府もこの条約の起草に積極的

る審査中見る事がなかった。

端で見る限り、政府代表団の裏方

びた姿勢は、のべ二日間九時間にわた

させていくべきであろう。

◆もっと知りたい人へ

児童労働問題の概観をつかむ有益な

一本報告審査を傍聴して

さとう

ひでき

(青森市)

ションを一切していないような日本政 がら、子どもの関心を呼ぶようなアク そんな印象ばかりが残った。子どもの 利委員会の審査は歯がゆかった。政府 府からの報告に対し、国連子どもの権 国は、子ども問題に対してこう積極的 ールドカップ・サッカーの日本みたい 守りを固めたような、その後に続くワ 代表団だというけれど、外務省を中心 最善の利益 (Best Interest)をうたいな なものだった。権利条約批准からこの に各関係省庁の担当事務方が大挙して に取り組んでいる、などという熱を帯 日本って国は、やはり官庁なんだ。

> 料はILO『児童労働 ― ある。また、文中で紹介した討議用資 とりくむ国際社会」(日本評論社)が 初岡昌一郎編『児童労働 ――廃絶に (Actionagainst Child Exploitation) のホ 者もアドバイザーの「ACE」 労働財団)として翻訳されている。筆 現状への挑戦」(初岡昌一郎訳、国際 資料として、文中で紹介したユニセフ ームページ 「世界子供白書」 一九九七年版のほか、 一耐え難き

x.ntm) も参照。 (http://WWW.jca.ax.apc.org/ACB/inde

半の十四~五人のスタッフ)が、冷や ないようにとスタンバッていたのがお **汗で答弁する事務方(こちらは四十代** かしかった。 後半か…)の脇で、変な言質をとられ (各省庁の若手、二十代から三十代前

のだ今は…。と。 平野さんだけが傍聴する中、二階ギャ 告の審査が終わった午後、モルジブ政 ネーブ時間五月二十八日。日本政府報 会場あふれんばかりの傍聴団…。ジュ う国の想像力の貧しさを改めて認識した。 ラリーからその様子をながめ、日本とい 性二名。モルジブNGOの女性一人と 府報告の審査が始まった。代表団は女 権利委員会史上最大の政府代表団と 子どものことにきっと、関心がない

5

どもの"いま"と条約をつなぐ 一子どもの権利条約第 回学習講座

る、イトーピア浜離宮の集会室にて学習講座が行われた。少 せた。今回は全六回の学習講座を簡単に振り返る。 れが集まり、最近の子どもをめぐる問題の関心の高さを伺わ 関係者に限らず、大学生・主婦などテーマごとに違った顔ぶ な分野の講師陣が講座を受け持つ一方、各回の参加者も教育 年法や所沢高校問題などアップ・トゥ・デイトな内容で様々 午後六時半から子どもの権利条約ネットワークの事務所のあ 今年度も六月十二日から六週間にわたって、毎週金曜日の

〈第一回六月十二日〉

『日本の子ども をめぐる現状

-日本政府報告書審査と権利条約--

平野裕二 (ARC)

を傍聴した平野さんからはまず日本政 で行われた国連・子どもの権利委員会 五月二十七日、 八日にジュネーブ

連して競争主義的教育とストレス、ま 場合、実施に関する一般的措置でNG 府報告書審査の概要が語られた。実際 れからは政府のパートナーとしてNG 活動が評価されたことは確かだが、こ たことに関して、これまでのNGOの ウンターレポートが委員会に評価され 告書が不十分だったこととNGOのカ 採択し発表した。平野さんは政府の報 れた。審査終了後委員会は総括所見を ノ・買春問題などに特に時間が費やさ たいじめ・体罰・内申書やこどもポル 〇との連携、子どもの最善の利益と関 に従って質疑応答が行われる。日本の の審査では八章からなるガイドライン

> るようになるだろうと述べた。 O自体の責任や高い提案能力が試され

〈第二回六月十九日〉 少年事件と

子どもの権利

少年法の意義を考える

坪井節子 (日弁連子どもの権利委員会)

非行を犯した子どもたちは人権を傷つ した子どもの環境を調整し、教育で支 に大切にできるようになる。そこで、 することでひいては他人をも同じよう で表現することを通して自己を大切に 回復には自分の本当の姿を自分の言葉 傷つけられたセルフ・エスティームの い、大切でない存在だと思っている。 けられた歴史を持ち、自分が価値のな 援していこうというものである。少年 ものであるという視点から間違いを犯 法律ではなく、子どもは誰でも間違う すめられた。少年法とは処罰のための 注目され始めた少年法について話はす 頻発する衝動的暴力事件を契機に

的ではないが身近なところから、例え

が出された。

組みが実は大切であるという意見など ばクラスごとの条約批准のような取り

子どもの意見表明権の大切さと子ども 必要性を、付添人という立場で少年事 と同じ目線で話を聴くおとなの姿勢の 件にかかってきた坪井さんは指摘した。

〈第三回六月二十六日〉 「いじめ、体動・

その時親は?

〜子どもと親の権利条約 味岡尚子

(全国PTA問題研究会)

ら子どもへのいじめであり親はむしろ じめの事実そのものがうやむやになっ 認派の多い日本社会の中では体罰・い その不当性を主張しなければ、体罰容 頭で考えることが大切であり、特効薬 間として接し、子どもが子ども自身の へのいじめでは親が子どもに一人の人 介入しやすい。一方子どもから子ども てしまう、と語った。体罰はおとなか を通して、いじめられた子どもの親が 様の原因で子どもがいじめられた経験 係を探っていった。味岡さん自身も同 原因のいじめを取り上げ、親と子の関 しいが、今回は特に教師による体罰が いじめの問題が社会を騒がせて久

6

〈第四回七月三日〉

『学校参加と

―所沢高校からのメッセージ』

権利条約

(東京権士学どもの人権教済センター)

との積極的な話し合いの姿勢にもはっ 沢高校はすごい」と孤立化させるので 環境をととのえてあげればよい。『所 生のようなエネルギーを持っており、 るが、本来子どもたち自体は所沢高校 生徒達を特殊化して捉えていた感があ は自分達の意見を表明する所沢高校の 見を無視はできない。マスメディアで の意見を取りまとめるわけで生徒の意 断が許されるのではなく学校のみんな 上では校長であるが、これは校長の独 確かに学校の意思決定をするのは形の ことが契機となった。質疑の際には、 護士会の相談窓口に電話が寄せられた 加を強要。この件に関しPTAから弁 きりとした態度を示さず卒業式への参 ある卒業式を実施すると主張、生徒側 て、内田校長は『日の丸・君が代』の の生徒会決議と職員会議の承認に反し 式で『日の丸・君が代』を行わないと 昨年度の卒業式前にさかのぼる。卒業 津田さんと所沢高校との出会いは

> となどが指摘された。 にもう一度目を向ける必要がある、こ

教育改革と

子どもの権利条約

〜教育っていったい何?

(神奈川県立黄河)

(神奈川県立横須賀高校)

ぐる動きを追った。現在すすめられ、 るために」までの昨今の教育改革をめ 三十日の『新しい時代を拓く心を育て 足した第十五期中教審(中央教育審議 もの参加がなされていないことなどを 学校現場に従事する立場から佐藤さん 度の実現③現場の自主性を尊重した学 またすすめられようとしている改革の 会)から一九九七年四月十五日の第十 な議論がなされているがそこに規範(教 今まさに行われている中で、実に様々 は、戦後教育の中で最大の教育改革が の四つである。これに対し教諭という 校づくりの促進④大学改革と研究復興 性を伸ばし多様な選択ができる学校制 大まかな内容は①心の教育の充実②個 六期中教審発足を経て、つい先日六月 いること、さらに教育改革自体に子ど 育基本法の原理) がおざなりにされて まず一九九五年四月二十六日に発

〈第六回七月十七日〉

子どもの権利条約

喜多明人 (早稲田大学)

を活かす

再確認した。実践的には『自分・仲教う希望の星として条約の持つ意味を教育界のどうにもならない息苦しさをの中心になるとし、現在の日本社会やの任活かしていくことが日本の条約普及に活かしていくことが日本の条約普及

は意味を担うものであるとした。は意味を担うものであるとした。 は意味を担うものであるとした。 は意味を担うものであるとした。 は意味を担うものなどのという社会とおとな社会をつなぐ ③子ども世界の子ども問題をつなぐ ③子どもた、①縦割り社会をつなぐ ③子どもた、①縦割り社会をつなぐ ③子どもた、①縦割り社会をつなぐ ③子どもた、①縦割り社会をつなぐ ③子どもた、①縦割り社会をつなぐ ③子どもたいの量をとおとな社会をつなぐ 3子どもたいう子どもたいのであるとした。

まとめた。
最後に主体別の条約の活かしかた
し、これから何ができるのかについて
し、これから何ができるのかについて
し、これから何ができるのかについた

座に、次回も多くの人が参加することを期待したい。をに、次回も多くの人が参加することを期待したい。特別係性を作り上げていく上で、何を考えどう行動しており、第三期へと続く。現代社会の中で一人一人が様々に関係性を作り上げていく上で、何を考えどう行動しては関係性を作り上げていく上で、何を考えどう行動しては関係性を作り上げていく上で、何を考えどう行動しては関係性を作り上げていく上で、何を考えどう行動しては関係性を作り上げていく上で、何を考えどう行動して関係性を作り上げていく上で、何を考えどう行動して関係性を作り上げていく上で、何を考えどうな様といいのかを子どもの権利条約を通して深るとを期待したい。

安部 芳絵 (早稲田大学四年)

はなく自分の住む地域の学校や出身校

参加者の意見をふまえて指摘した。

1998年度の役員

情報やご意見などございまし たら、事務所またはお近くの 役員にご連絡ください。

びかければ沢山いそうだし、

やってみようという

大変なことになりそうだという思いと、

らフォーラムの趣旨、過去五回の経緯、

などの話をうかがい、これはかなり

頁

第一回目の準備委員会。喜多さんか

〈代表委員〉

喜多 明人 玄児 津田 永井 憲一

〈事務局運営委員〉

荒牧 重人 (事務局長) 大介 (事務局次長) 林 藤井 幹夫 (事務局次長) 勝本 浩司 源太郎 高橋 亮平 平野 裕二 藤木 武夫 吉田 要介 好光 紀

〈運営委員=会計〉

荒木 雅子

〈運営委員〉

小平 由起 赤池 悦子 関根 玲子 天野 隆 網野 利夫 土谷 紘子 露木 浩子 入沢 充 塔子 戸田真理子 内田 萩原 大井 雅枝 由美 水永 啓子 大河内秀人 吉峯 康博 許斐 有

査〉 く監 味岡 尚子 ということになりました。 委員会の三者でこれから話し合いで作っていこう を確認、すべては東京・大阪の代表と地元の実行 催日は、十一月十四日(土)午後から十五日(日 の二日間、場所は春日市の福岡県女性センター (クロバー・プラザ)。これまでの原則的な枠組み

だんごと西瓜で元気をつけ、 さんを迎え、総勢三十人に及ぶ盛会の中で全員に 行委員会を楽しみにしています。 の助手・院生で引き受けて頂き、地元大学の学生、 ました。事務局を九大教育学部社会教育学研究室 期待が語られ、フォーラム作りが確実に動き始め 現実の厳しい実態と課題、多様なフォーラムへの 課題と夢を語って頂きました。初めての出会い、 日の第一回実行委員会には毎回の喜多さんに加え 固まってきました。二十七日の事務局会議は、 子ども会議代表の高校生、社会教育関係者、 て荒牧重人さん、国際子どもセンターの浜田進士 教職員などの積極的参加によって、事務局体制も 六月十九日、七月十六日と準備会を重ね、二十 各種グループ・団体で活躍されている方々、 一日の第一

1,700円

明人

信田さよ子

のピッチの速さですが、結果だけではなくプロ しつつ、楽しく十一月を迎えたいと思っておりま スの出会い、厚い壁との対決、自己脱皮を繰り返 「もうできたじゃないか」という声も出るほど ご協力、ご鞭撻を心からお願いいた

意欲と夢が参加者の中にふくらんできました。開

子どもの権利条約フォーラム98:福岡

備

門田見昌明(実行委員会委員長)

十一月十四日

(土) ・十五日

教育法学と子どもの人権

1998 平成10年版

本体2、400

本体3、

000

Ĕ

日本教育法学会 子どもの権利条約研究特別委員会編

/加の権 本体2、600円

人市民としての子ども>と権利条約 本体2、500円

●リポート●

広げたいというタテマエと共に、何とかしなけれ

に否応なく感じ取られていたからだろうと思われ

ら地方へと開催地を移し、

草の根の基盤を全国に

もの権利条約を批准して五年目、ぼつぼつ中央か 権宣言採択五〇周年の記念すべき年であり、子ど さに準備委員を引き受ける気になったのは、今考 でおぼろげに認知している程度の私たちが、とっ

えると不思議な気がしています。今年は、世界人

多明人さんからの電話をいただいたのは四月下旬

参加の経験もなく、ニュースレター

今年のフォーラムは福岡で開きたい、という喜

春日市・福岡県女性センター

オランダにおける教育の自由の法的構造 ……結城

■新連載 いま、教育を考える■ 教育でいちばん大切なことは何か

エイデル研究所

東京都千代田区九段北 4-1-11原鉄ビル 5 F TEL 03-3234-4641

宏

「子どもの権利条約」No.39 1998年8月15日発行

坪井

節子

★発行(隔月刊)

子どもの権利条約ネットワーク 〒105-0022 東京都港区海岸 1-6-1-831

Network for the Convention on the Rights of the Child Tel. 03-3433-7990

Fax. 03-3433-7369 (月·金曜日/午後1時~午後6時)

- 喜多明人 ★発行人
- ★編集人 荒牧重人 ★年会費
- 、4,000円 生 2.000円 18歳未満 1.000円
- 定期購読 5.000円 00180-2-750150
- (株) 第一プリント

少年犯罪--米国の状況と所持品検査 -----小向

家族の変容と子どもの反抗

保健室・養護教諭の現実と可能性

少年の犯罪と法律

少年の「衝動的暴力」問題と制度改革の

いま、「学校と非行」をどう理解するか

………喜多

·····安藤

------尾山

〒101-8371 東京都千代田区三崎町2-22-14